

# 介護保険について

- 1 大分県における高齢者をめぐる状況
- 2 介護保険制度とは
- 3 介護保険料のしくみ
- 4 介護保険制度におけるサービス利用までの流れ
- 5 介護保険サービスの区分、内容
- 6 介護予防・日常生活支援総合事業の区分、内容
- 7 医療費控除の対象となる介護サービスについて

## はじめに

我が国の高齢化が急速に進展していく中、令和4年10月現在の  
大分県の高齢化率は33.9%で、  
全国で10番目（全国平均29.0%）の高さとなっています。

誰もが豊かな高齢期を送ること  
のできる地域社会の実現を目指し、  
大分県では高齢者に対する福祉施策  
を着実に推進していきたいと考えて  
います。

令和6年2月

大分県福祉保健部 高齢者福祉課  
介護保険推進班



# 1 大分県における 高齢者をめぐる状況

## ◆平均寿命※1

男性 **81.88歳** → 全国12位 (全国平均 81.49歳)

女性 **87.99歳** → 全国 9位 (全国平均 87.60歳)

## ◆高齢化率※2

**33.9%** → 全国の高い方から10番目  
(全国平均 29.0%)

## ◆要介護認定率※3

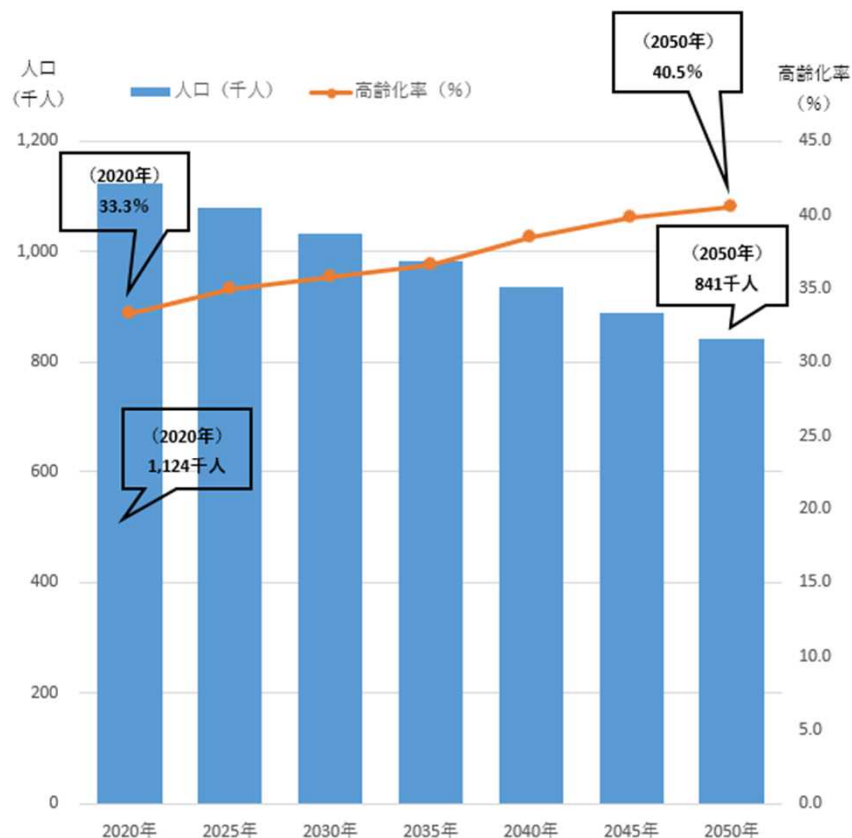
**19.0%** → 全国の高い方から19番目  
(全国平均 19.7%)

## ◆平均介護保険料※4

**5,956円** → 全国の高い方から32番目  
(全国平均 6,014円)

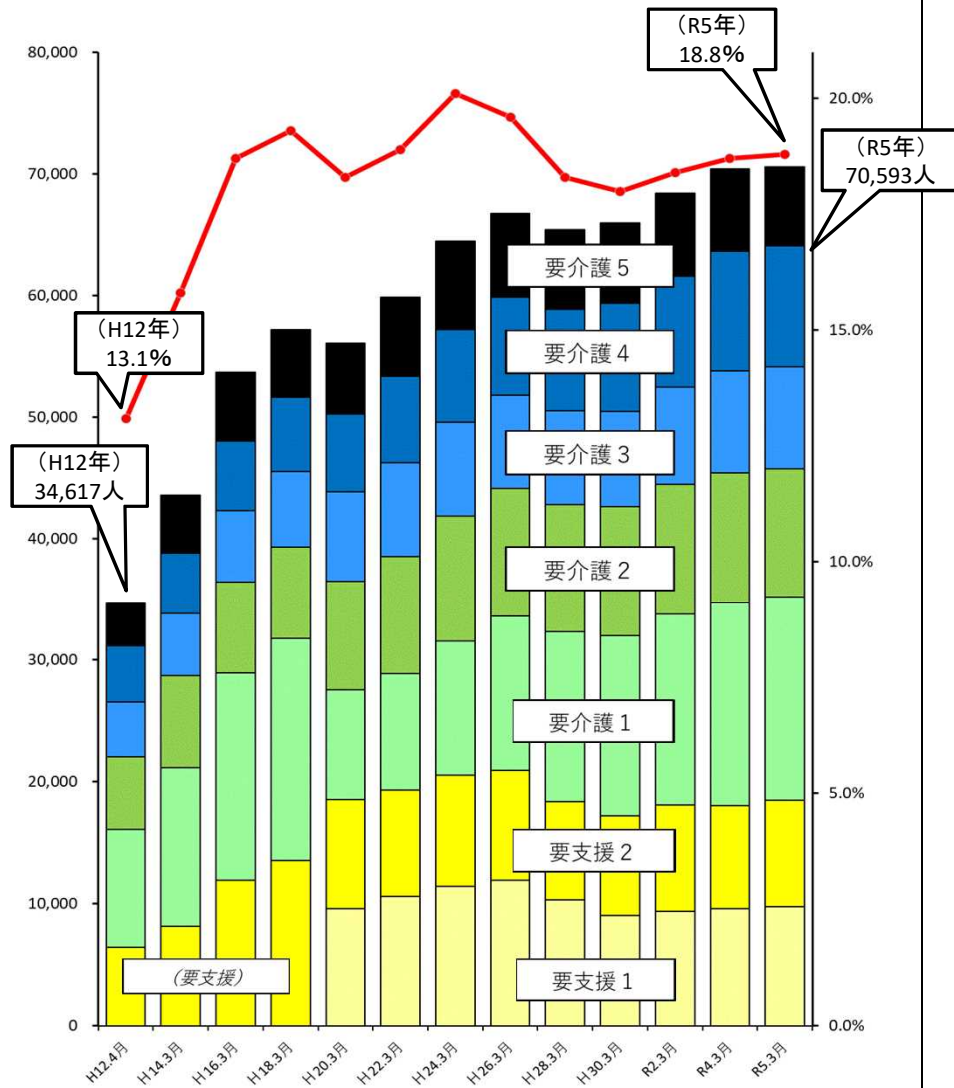
- ※ 1. 厚生労働省 「令和2年 都道府県別生命表」
- ※ 2. 65歳以上の人口の割合 (令和4年10月1日現在)
- ※ 3. 介護保険事業状況報告月報 (令和5年11月末現在)  
(第2号被保険者を含む)
- ※ 4. 「第8期計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込量等について」～令和3年5月14日厚生労働省公表資料より

## (1) 大分県の人口及び高齢化率の推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」  
(令和2年12月推計)

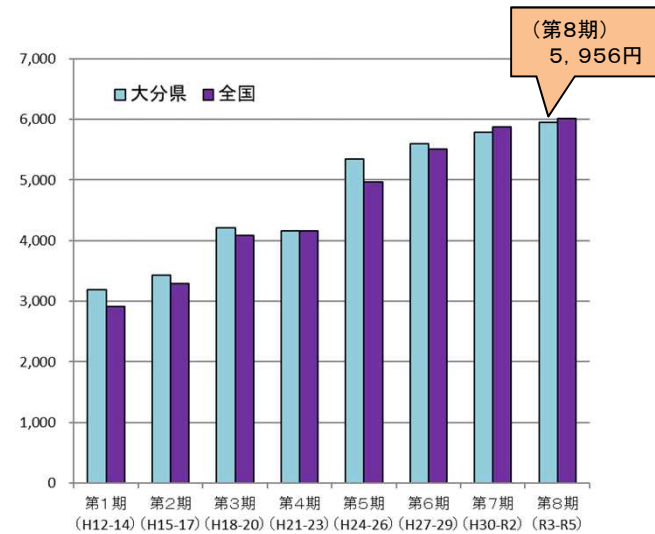
## (2) 要介護(要支援)別 認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（第2号被保険者を含む）

大分県高齢者福祉課

## (3) 大分県介護保険料（基準月額）の推移



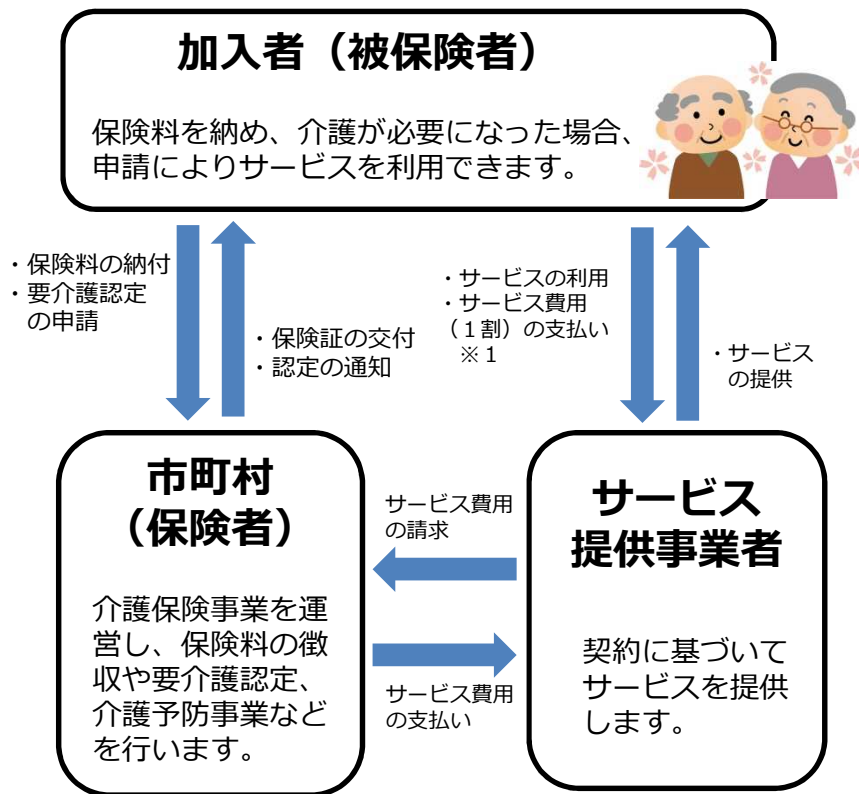
【大分県の第1号介護保険料（大分県基準月額加重平均）】

第1期（平成12～14年度）	3,192円
第2期（平成15～17年度）	3,433円
第3期（平成18～20年度）	4,216円
第4期（平成21～23年度）	4,155円
第5期（平成24～26年度）	5,351円
第6期（平成27～29年度）	5,599円
第7期（平成30～令和2年度）	5,790円
第8期（令和3～令和5年度）	5,956円

高齢化が進む現代社会では、身体機能の低下等に伴う介護に関する問題は避けて通れません。そのため、次に介護保険制度の概要等についてお伝えします。

## 2 介護保険制度とは

介護保険制度は、市町村を事業主体（保険者）として、40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を出し合い、介護が必要になったときに介護サービスを利用できる制度です。



※1 一定以上の所得がある方は2割または3割

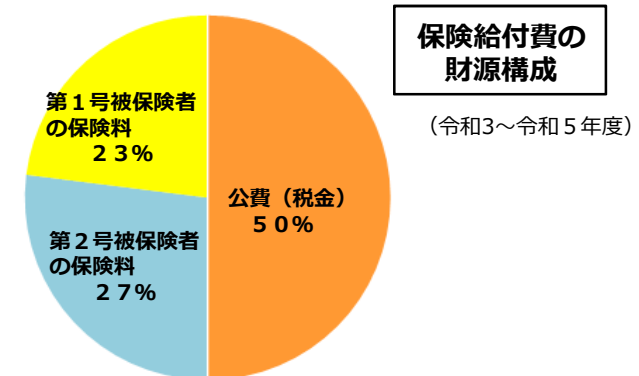
## 3 介護保険料のしくみ

### (1) 65歳以上の方の保険料（第1号被保険者）

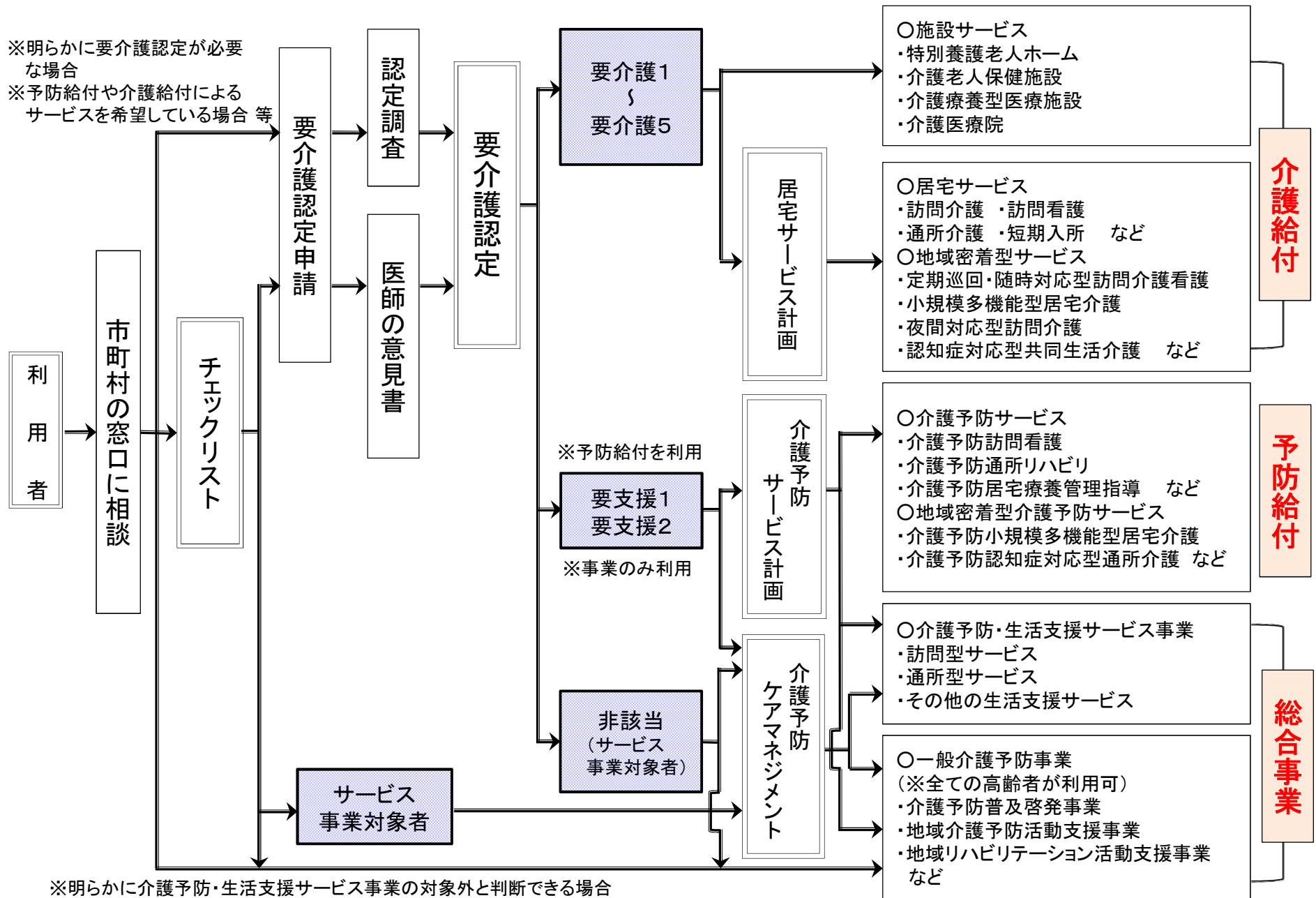
- ◆市町村ごとに保険料の基準額が決まり、その基準額をもとに、所得に応じて、一人ひとりの保険料が決めます。
- ・年金が年額18万円以上の方…特別徴収  
年金の定期払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。
- ・年金が年額18万円未満の方…普通徴収  
送付される納付書に基づき、市町村が定める金融機関に介護保険料を納めます。

### (2) 40歳以上65歳未満の方の保険料（第2号被保険者）

- ◆国民健康保険に加入している方  
保険料は所得などに応じて決められ、国民健康保険料と合わせて世帯主が納めます。
- ◆職場の医療保険に加入している方  
保険料は加入している医療保険の算定方式に基づいて決められ、医療保険料と合わせて給与から差し引かれます。



# 4 介護保険制度におけるサービス利用までの流れ



## 5 介護保険サービスの区分、内容

### (1) 居宅サービス(介護予防サービス)

区 分	サービスの内容
①訪問介護	介護福祉士やホームヘルパーが、要介護者の自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行う。
②訪問入浴介護	要介護者の自宅を入浴車等で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行い、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持・状態の改善を図る。
③訪問看護	訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要介護者の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。(対象者は、病状が安定期にあり訪問看護が必要と主治医が認めた要介護者)
④訪問リハビリテーション	病院・診療所または介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士等が要介護者の自宅を訪問し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションにより、心身の機能の維持回復を図る。
⑤居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が、通院困難な要介護者の自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握したうえで療養上の管理指導を行い、療養生活の質の向上を図る。

## (1)居宅サービス(介護予防サービス)・続き

区 分	サービスの内容
⑥通所介護	老人デイサービスセンター等が、在宅の要介護者に通ってきてもらい(送迎し)、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談、助言、健康状態の確認等の日常生活上の世話と機能訓練を提供する。
⑦通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院・診療所が、在宅の要介護者に通ってきてもらい(送迎し)、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションにより、心身の機能の維持回復を図る。
⑧短期入所生活介護	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等が、在宅の要介護者を短期間入所(連続30日が上限)させて、入浴・排せつ・食事の介護など日常生活上の世話や機能訓練等を行う。
⑨短期入所療養介護	介護老人保健施設や介護療養型医療施設、介護医療院等が、在宅の要介護者を短期間入所(連続30日が上限)させて、看護・医学的管理の下で介護・機能訓練とともに必要な医療や日常生活上の世話を行う。
⑩特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム等が、入所者である要介護者に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事の介護など日常生活上の世話や生活に関する相談・助言、機能訓練、療養上の世話を行う。
⑪福祉用具貸与	心身の機能が低下し日常生活に支障のある要介護者に対し、日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具を貸し出す。



## (2) 施設サービス

区分	サービスの内容
①介護老人福祉施設	老人福祉法に規定する特別養護老人ホームであり、要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、①入浴・排せつ・食事の介護など日常生活上の世話、②機能訓練、③健康管理、④療養上の世話を行う施設
②介護老人保健施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、①看護、②医学的管理下での介護、③機能訓練等の必要な医療、④日常生活上の世話を行うことを目的とした施設
③介護医療院	要介護者であって、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、①療養上の管理、②看護、③医学的管理下での介護、④機能訓練等の必要な医療、⑤日常生活上の世話を行うことを目的とした施設

## (3) 地域密着型サービス

区分	サービスの内容
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短期間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。(平成24年度創設)
②夜間対応型訪問介護	介護福祉士やホームヘルパーが夜間の定期的な巡回または通報により、要介護者の自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の世話を行う。
③地域密着型通所介護	定員18人以下のデイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行う。(平成28年4月創設)



### (3) 地域密着型サービス・続き

区 分	サービスの内容
④認知症対応型 通所介護	老人デイサービスセンター事業を行う施設または老人デイサービスセンターが、認知症の在宅の要介護者に通ってきてもらい、入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
⑤小規模多機能型 居宅介護	登録された利用者(定員25人以下)を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて随時の訪問や、あるいは一定のサービス拠点に通所または短期宿泊させることにより、自宅またはその拠点において入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
⑥認知症対応型 共同生活介護	認知症高齢者グループホームにおいて、認知症の要介護者等を入居させて、共同生活の中で入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
⑦地域密着型特定施設 入居者生活介護	有料老人ホームなどの特定施設のうち、入居定員29人以下の介護専用型特定施設が、入居している要介護者に対し、サービスの内容や担当者などを定めた計画に基づいて、入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行い、当該施設で自立した日常生活を営めるようにする。
⑧地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	入所定員29人以下の特別養護老人ホームが、入所している要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。(小規模特養とも呼ばれる。)
⑨複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護)	要介護度が高く医療ニーズの高い要介護者を支援するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを組み合わせ、利用者のニーズに応じた柔軟なサービスを提供する。

#### (4) その他のサービス(介護予防サービス)

区 分	サービスの内容
①特定福祉用具販売	在宅の要介護者が、入浴や排せつに用いる福祉用具等の一定のもの(特定福祉用具:腰掛便座・特殊尿器・入浴補助用具等)を購入したときに償還払いで支給する。支給額は、実際の購入費の9割相当額で、支給限度基準額の9割が上限となる。(支給限度基準額は、同一年度で10万円)
②居宅介護住宅改修費	在宅の要介護者が、手すりの取り付け等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅について行ったときに償還払いで支給する。支給額は、実際の購入費の9割相当額で、支給限度基準額の9割が上限となる。(支給限度基準額は、同一住宅で20万円)

#### (5)居宅介護支援

居宅介護支援とは、在宅の要介護者についてのケアマネジメントである。

要介護者が介護保険の居宅サービスやその他のサービス等を適切に利用できるように、居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)が、在宅の要介護者の依頼を受けて、心身の状況、置かれた環境、本人・家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を行うとともに、その計画に基づくサービス提供が確保されるようサービス事業者との連絡調整等を行う。

#### (6)介護予防支援

介護予防支援とは、要支援者についての介護予防ケアマネジメントである。

要支援者が介護予防サービスや介護予防に資する保健医療サービス・福祉サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師等が、在宅の要支援者の依頼を受けて、心身の状況、置かれた環境、本人・家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、その計画に基づくサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整等を行う。

## 6 介護予防・日常生活支援総合事業の区分、内容

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)は、市町村が行う新しい介護予防サービスである。介護予防や生活支援が必要な人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス)」と65歳以上の人ならだれでも利用できる「一般介護予防事業」の2種類がある。

区 分	サービスの内容
①訪問型サービス	ホームヘルパー等が自宅を訪問し、身体介護や日常生活上の支援などのサービスを行う。
②通所型サービス	通所介護施設(デイサービスセンター)等で、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活機能の維持向上のための機能訓練、レクリエーション等を行う。
③生活支援サービス	配食サービスや見守りサービスなど、自立支援に役立つ生活支援を行う。 ※各市町村によって、行っているサービス内容は異なる。
④一般介護予防事業	介護予防に関するパンフレット配布や講座・講演会の開催、地域ふれあいサロン、健康づくりのための運動教室の開催など。 ※各市町村によって、行っているサービスは異なる。

## 7 医療費控除の対象となる介護サービスについて

### (1) 施設サービス

施設名	医療費控除の対象
指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)、 指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価(自己負担額、食費及び居住費)として支払った額の2分の1
介護老人保健施設、 指定介護療養型医療施設、 介護医療院	施設サービスの対価(自己負担額、食費及び居住費)として支払った額

※日常生活費や特別なサービス費用については対象外

### (2) 居宅サービス等

	居宅サービス等の種類
① 医療費控除の対象となる 居宅サービス等	訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導(医師等による管理・指導)、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション(医療機関でのデイサービス)、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護(ショートステイ)、介護予防短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る。)、複合型サービス(看護・小規模多機能型居宅介護)(上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの(家事援助中心型の訪問介護部分を除く。))に限る。
② ①の居宅サービス等と併せて 利用する場合のみ医療費控除 の対象となるもの	訪問介護(家事援助中心のサービスを除く。)、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、通所介護(デイサービス)、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護(ショートステイ)、介護予防短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る。)、複合型サービス(看護・小規模多機能型居宅介護)(上記①の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの(家事援助中心型の訪問介護部分を除く。))に限る。地域支援事業の訪問型サービス・通所型サービス(家事援助中心のサービスを除く。)

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署までお尋ねください。

おわりに

介護保険制度は、自ら要介護状態となることを予防するとともに、介護を必要とする高齢者等を社会全体で支え合うためにつくられた制度です。

大分県では介護が必要な人やその家族が老後の不安をなくし、**生きがいや希望を持ちながら自分らしく生活できる社会**の構築をめざしています。

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくことができるよう、持続可能な介護保険制度の推進に皆さんのご理解とご協力をお願いします。



## 【参考】 介護保険法（抜粋）

### 【目的】

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、介護、医療を要する者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う

（第1条）

### 【介護保険】

保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われる

（第2条）

### 【国民の努力及び義務】

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、その有する能力の維持向上に努める

（第4条）